

藤沢税務署からのお知らせ

【問合せ先】〒251-8566 藤沢市朝日町 1-11 Tel 0466 (22) 2141 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。



回覧

e-Tax 申告について

～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からの e-Tax をご利用ください～

申告書は、国税庁ホームページで作成・印刷もできます！

STEP
1

「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。
(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)

STEP
2

申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP
3

e-Tax で送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、事前に税務署にお越しください。

スマートフォンはこちら



税理士による無料申告相談

～申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で実施しますのでご利用ください～

期間	会場	所在地	時間
1月27日(水) ～1月29日(金)	藤沢市会場(事前予約制) 秋葉台文化体育館 大会議室	藤沢市遠藤 2000-1	【開場】 3:30 ※ 事前予約は、1月4日(月)から 1月22日(金)まで、藤沢税務署 にて電話で受け付けます。 【相談】 9:00～12:00 13:00～16:00
2月2日(火) ～2月4日(木)	茅ヶ崎市会場(事前予約制) 茅ヶ崎商工会議所 4階会議室	茅ヶ崎市新栄町 13-29	
2月4日(木) ～2月5日(金)	寒川町会場(事前予約制) 寒川町役場東分庁舎 2階会議室	寒川町宮山 165	

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます(ただし、次の申告書の作成は除きます。①住宅借入金等特別控除がある場合 ②土地、建物及び株式などの譲渡所得や先物取引がある場合 ③贈与税)。
- 申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。
- 前年の会場のうち「湘南台市民センター」については、「秋葉台文化体育館」に変更となりますのでご注意ください。
- 前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください。
- 医療費控除を受ける場合は、事前にご自宅で明細書を作成して、ご持参ください。
- 会場へは、公共交通機関のご利用をお願いいたします(秋葉台文化体育館の駐車場は有料です)。
- ~~藤沢市会場及び茅ヶ崎市会場は、事前予約制のため当日整理券の配付を行いませんのでご了承ください。~~
- ~~寒川町会場は事前予約制ではありませんので、直接会場にお越しください。なお、会場の混雑を回避するために、当日整理券の配付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。~~
- 事前予約の受付及び問い合わせ先は藤沢税務署です。各会場ではお問い合わせに対応できませんのでご了承ください。
- 申告書用紙の発送時期によっては、事前予約の受付及び無料申告相談が終了している場合がありますのでご了承ください。

裏面もご覧ください⇒

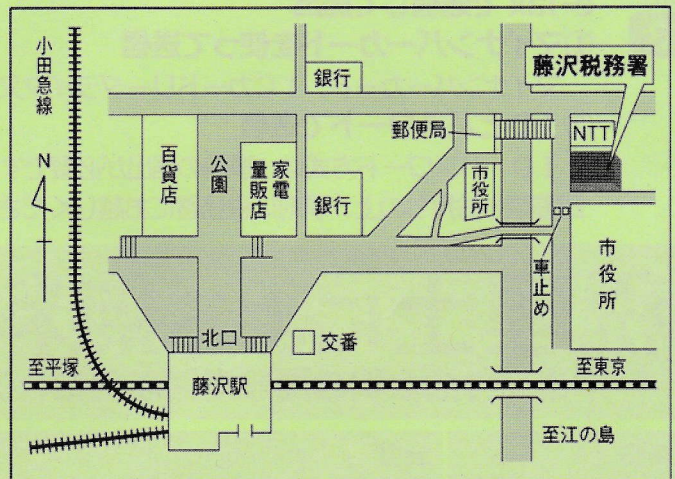
申告書作成会場の開設について

～申告書作成会場は混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場、所在地	時間
2月1日(月) ～3月15日(月) ※土、日及び祝日を除きます。(注)	藤沢税務署 2階 藤沢市朝日町1-11	【受付】8:30～16:00 ※会場の混雑回避のために、受付を早めに締め切る場合があります。 ※申告書等の提出は17:00までです。 【相談】9:00～17:00

(注) ただし、2月21日及び2月28日の日曜日は開場します。

- 令和2年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。
- 公的年金を受給されている方は、上記開設期間の前でも相談を受け付けております。
- 1月25日～3月15日は当署の駐車場は使用できませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- 前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください。
- 医療費控除を受ける場合は、事前にご自宅で明細書を作成して、ご持参ください。



会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないとといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
- 発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせず来場を控えていただくようお願いいたします。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、“毎回”マイナンバーの記載と、本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。

